

## ◎新潟県告示第1154号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書きの規定により、鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

令和6年10月29日

新潟県知事 花 角 英 世

### 1 粟島鳥獣保護区

#### (1) 区域

岩船郡粟島浦村一円の区域（ただし、海面を除く岩礁、小島は含む）。

#### (2) 鳥獣保護区の存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

#### (3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

##### ア 指定区分

集団繁殖地

##### イ 指定目的

当該地域は、粟島全体がオオミズナギドリ、ウミウの集団繁殖地、渡り鳥の休息地（中継地）として重要な地域であるとともに、ハヤブサの営巣も確認されているため、鳥獣保護区に指定し、これらの海鳥の繁殖環境を保全する。

##### ウ 管理方針

鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

### 2 山北鳥獣保護区

#### (1) 区域

村上市勝木地内の二級河川勝木川右岸の河口を起点とし、海岸線を北に進み山形県との県界に至る。同県界を南東に約4キロメートル進み、標高358メートルの頂上に至る。ここから法妙沢を下り法妙川に沿ってJR羽越本線に至り同線を南に進み府屋駅に至る。同駅から県道山熊田府屋停車場線を南に進み、市道府屋1号線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、市道府屋勝木線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、勝木地内の市道勝木1号線との交点に至る。ここから同市道を西に進み国道7号の交点を直進し県道勝木停車場線に至る。ここから同県道を勝木駅前から左折し市道勝木2号線、市道勝木1号線を南に進み勝木川に至る。ここから同川右岸を下流に進み起点と結ぶ内部一円の区域とする。

#### (2) 鳥獣保護区の存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

#### (3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

##### ア 指定区分

森林鳥獣生息地

##### イ 指定目的

当該地は森林、海岸段丘、岩礁海岸、砂浜など変化に富んでおり、ヤマドリ、ウミネコの繁殖があり、野生鳥獣のすぐれた生息地であることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

##### ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

### 3 三面鳥獣保護区

#### (1) 区域

村上市岩崩地内の三面橋東の三面川右岸の地点を起点とし、ここから稜線を北に進み288メートル、538.6メートル、534メートルの各標高点を経て640.2メートルの三角点に至る。ここから稜線を東に進み標高点（616メートル）・鹿森山（835.6メートル）を経て岩井沢出合いに至る。ここから稜線を経て北東に進み標高点（376メートル）を経て円吾山（771.4メートル）に至る。ここから国有林野1161林班と私有地との境界となっている稜線を南に進み猿田発電所に至る。ここから国有林野1060林班と1061林班との林班界となっている稜線を南に進み、さらに国有林野の1055から1058の各林班と私有地との境界を南から西、さらに北に進み三角点（571.0メートル）を経て三面貯水池左岸に至る。ここから同左岸を下流に進み三面ダム堰堤に至り、同ダム堰堤を渡り三面川右岸を下流に進み起点と結ぶ内部一円とする。

#### (2) 鳥獣保護区の存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、三面貯水池周辺の標高400メートル以下の地域に自然低木（主としてカスミザクラ、コナラ）群落、これより標高の高い地域にブナ、ミズナラの群落など、林相の変化に富む地域であり、クマタカやニホンカモシカをはじめ多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

4 瀬波鳥獣保護区

(1) 区域

村上市瀬波地内の三面川河口左岸を起点とし、同川左岸に沿って上流に進み、瀬波橋に至る。ここから国道345号を南に進み、県道瀬波温泉線との交点に至る。ここから同県道を南西に進み、瀬波温泉地内で主要地方道新潟新発田村上線との交点に至る。ここから同道を北東に進み、国道345号との交点に至る。ここから同国道を北東に進み、市道松山線との交点に至る。ここから同市道を南東に進み、県道岩船港線との交点に至る。ここから同県道を北東に進み、県道村上神林線との交点に至る。ここから同県道を東に進み、市道掘片羽黒口線との交点に至る。ここから臥牛山の西側を耕地界に沿って北東に進み、同山東側に回り、さらに耕地界に沿って南西に進み、市道牛沢線に至る。ここから同市道を北西に進み、県道村上神林線との交点に至る。ここから同県道を南に進み、神林村界に至る。ここから同村界に沿って西に進み、県道岩船港線に至る。ここから同県道を南西に進み、岩船三日市地内の石船神社前の主要地方道新潟新発田村上線との交点に至る。ここから同県道を瀬波温泉に向かって進み、臨港道路岩船港線との交点に至る。この交点を西に進み海岸線に至る。ここから海岸線を北東に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、低山帯ブナ林や混合林、砂丘地の防風林や低木林帯を含み、オオルリ、メジロをはじめ、多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

5 お幕場鳥獣保護区

(1) 区域

村上市福田地内の国道345号と県道塩谷福田線の交差点を起点とし、同県道を西北西に進み、市道塩谷線との交点に至る。ここから同市道を横切り、市道塩谷5号線に至る。同市道を西北西に進み、海岸線との交点に至る。同海岸線を北北東に進み、第2東防砂堤に至る。同防砂堤沿いに内陸に入り、港湾区域の境界に至る。同境界沿いに北北東に進み、臨港道路岩船港線との交点に至る。同道を北北西に進み、市道港16号線との交点に至る。同市道を東に進み、市道横新町線との交点に至る。同市道を東に進み、県道新潟新発田村上線との交点に至る。同県道を南東に進み、国道345号との交差点に至る。同国道を南南西に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、低山帯ブナ林や混合林、砂丘地の防風林や低木林帯を含みオオルリ、メジロをはじめ、多

様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

6 鷹の巣鳥獣保護区

(1) 区域

岩船郡関川村所在国有林野1403林班中い小班、1404林班中い・ろ・は・に・ほ・へ・と・ち・り・イ<sub>1</sub>・イ<sub>2</sub>・イ<sub>3</sub>の各小班の区域。並びに関川村上関地内の大石川と荒川の合流点を起点とし、ここから荒川左岸に沿って上流に進み、鷹の巣歩道橋（通称鷹の巣吊り橋）に至る。ここから同橋を渡り、荒川右岸に至る。ここから国有林野1402・1403・1404・1405・1406の各林班と私有地との境界をおおむね東に進み、同村八ッ口地内で下ノ沢に至る。ここから下ノ沢左岸に沿って下流に進み、国道113号の下ノ沢橋に至る。ここから同国道を南東に進み、金丸大橋に至る。ここから荒川右岸に沿って上流に進み、新潟県と山形県との県境に至る。ここから同県境を南に進み、国道113号に至る。ここから同国道を西に進み、同村金丸地内で同国道を北に進み、金丸大橋に至る。ここから稜線に沿って南西に進み、蛇崩山（530.4メートル）に至る。ここから稜線に沿って西に進み、荒谷沢に至る。ここから稜線に沿って南西に進み、若撫山（517メートル）に至る。ここから稜線に沿って西に進み、標高点（180.8メートル）を経て通称花見山に至る。ここから稜線に沿って南に進み、沼川に至り、同川左岸に沿って下流に進み、小綱木川との合流点に至る。ここから同川を上流に進み、榎峠道路との交点に至る。ここから同道路を榎峠を経て西に進み、同村大内沢地内で国道113号との交点に至る。ここから同国道を西に進み、鷹の巣隧道を経て、新川口橋東詰に至る。ここから大石川右岸に沿って下流に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は関川村の中央部から荒川に沿って県境までの地域であり、落葉広葉樹林帯で、キビタキ、オオルリ、ニホンカモシカをはじめ多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

7 胎内鳥獣保護区

(1) 区域

胎内市所在国有林下越森林計画区内26・27・28・29・30・31・32・35・36・37・38・39の各林班の区域並びにそれらの区域と国有林野の33林班と32林班との林班界が胎内第一ダム貯水池と交わる地点並びに33林班と35林班との林班界がこの貯水池と交わる地点との結ぶ線の内部一円とする（水面を含む）。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和6年11月1日から令和26年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、落葉広葉樹林、針葉樹林など林相の変化に富む地域であり、ニホンカモシカ、ニホンザルなどをはじめ多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

8 中野俣鳥獣保護区

(1) 区域

長岡市栃尾地内の県道西中野俣小平尾線の杜々の森入口を起点とし、旧北魚沼郡守門村熊取沢に向かう山道を南東に進み、旧北魚沼郡界に至る。ここから尾根沿いの群界を西に進み、県道西中野俣小平尾線との交点に至る。同県道を東北に進み起点に至る内部一円の区域とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和6年11月1日から令和26年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は水源涵養林等として保護されており、多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図ると共に、自然とのふれあいや鳥獣の観察及び保護活動を通じた環境教育の場の確保にも資する。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

9 山ノ相川鳥獣保護区

(1) 区域

長岡市川口山ノ相川地内の県道山ノ相川下条（停）線新相川橋と主要地方道小千谷大和線との交点を起点とし、同主要地方道を東に進み、魚沼市との境界線に至る。ここから同境界線を南西に進み、十日町市との境界線に至る。ここから十日町市と長岡市の境界線を北に進み、県道山ノ相川下条（停）線に至る。ここから同県道を東に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和6年11月1日から令和26年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域はかつて集落が近くにあったことから、人為的に植林されたスギとブナ、ナラなどの落葉広葉樹林による混合林など林相の変化に富む位置であり、アシやヨシが茂りやすい休耕田や沢などが融合し、多様な自然環境を持つ里山となっている。また集落移転後に、サンコウチョウ、ウグイス、オオルリ、カワセミ、オオヨシキリ、テン、イタチなど多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

10 雲洞庵鳥獣保護区

(1) 区域

南魚沼市雲洞地内の雲洞庵境内林内一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和6年11月1日から令和26年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、雲洞庵の境内林で愛護林でもあり、多くの鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに野鳥の愛護活動に資する。

ウ 管理方針

鳥獣保護管理員などによる定期的な巡視等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

11 中之島鳥獣保護区

(1) 区域

南魚沼市中子新田地内の市立中之島小学校を起点とし、市道仙石中野線を南に進み、徳田新田、仙石を経て、地獄谷に至る。ここから同右の尾根に沿って南に進み、熊反り階段上方の地点より南南西に直線を進み、県道万条新田越後中里停車線を横断して舞子スノーリゾートトリプルリフトのある山の山頂に至る。ここから関と舞子の大字界に沿って北の沢入口、越後湯沢線第30号鉄塔に至る。ここから同送電線に沿って北北東へ進み、同第16号鉄塔に至る。ここから直線で北東へ進み、起点と結ぶ内部一円とする。(ただし、国有林中越森林管理署内第141林班中イ<sub>1</sub>、イ<sub>2</sub>、ロ、ハ、の各小班の区域を除く。)

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和6年11月1日から令和26年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、森林地帯から水田地帯へ広がる地域で野生鳥獣が多く生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣保護を図る。

ウ 管理方針

鳥獣保護管理員などによる定期的な巡視等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

12 伊達原鳥獣保護区

(1) 区域

十日町市内の国道117号羽根川橋を起点とし、ここから羽根川の右岸に沿って南東に進み、二ツ屋で県道新宮二ツ屋線に至る。同県道を南西に進み、船坂、地沢を経て野中で入間川に至る。ここから同川左岸に沿って北西に進み国道117号入間川橋に至り、同国道を北東に進み起点を結ぶ内部一円の区域とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、針葉樹林など林相の変化に富む地域であり、ハイタカをはじめ多様な鳥獣が生息していることから鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないように留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

13 松之山鳥獣保護区

(1) 区域

十日町市松之山新山地内の国道353号と市道千年大荒戸線との交点を起点とし同市道を北に進み市道松口大荒戸線との交点に至る。ここから同市道を東に進み市道松口松之山線との交点に至り、さらに同市道を東に進み松口地内で一般県道松代松之山線との交点に至る。ここから同県道を南に進み松口橋を渡り市道松口坪野線との交点に至る。ここから同市道を東に進み市道五十子平三桶線との交点に至る。ここから同市道を南東に進み国道353号旧道との交点に至る。ここから旧国道を東に進み一般県道五十子平真田線・市道高館東川線との交点を至り、同市道を南に進み東川地内で一般県道天水島東川線との交点に至る。ここから同県道を西に進み天水島地内にて国道405号との交点に至る。ここから同国道を西に進み三方峠に至る。ここから稜線に沿って北東に進み、独立標高(724m)・岩見堂・三角点(737.9m)・大松山を経て湯峠に至る。ここから市道湯本兎口線を北東に進み兎口地内で市道浦田松之山線に至り、同市道をさらに北東に進み市道黒倉松之山線との交点に至る。ここから同市道を西に進み市道赤羽線との交点に至る。ここから同市道を北東に進み、新山地内で国道353号との交点に至る。ここから同国道を北西に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

#### イ 指定目的

当該地域は広葉樹林、針葉樹林などが好適に配置されるなど林相の変化に富む地域であり、野生鳥獣の生息には極めて適した自然環境である。アカシヨウビンをはじめ多様な鳥獣が生息している。また絶滅危惧種であるブッポウソウが高密度で繁殖している地域でもあることから鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

#### ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、「森の学校」キョロロを主体として「松之山野鳥愛護会」県愛鳥モデル校の「市立松之山小・中学校」の自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

### 14 柏崎鳥獣保護区

#### (1) 区域

柏崎市鯨波2丁目地内の前川河口を起点とし、前川をさかのぼり国道8号に至り、同国道を東に進み、県道鯨波宮川線との交点に至る。同県道を南下し、川内集落入口の三叉路から水源池地へ向かう市道13-6号線を進み、北陸自動車道との交点に至る。ここから西南西に直進で進み、大字谷根北端池田公園跡で谷根川に至る。谷根川を北へ下り日本海に至り、海岸線を東に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

#### (2) 鳥獣保護区の存続期間

令和6年11月1日から令和26年10月31日まで

#### (3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

##### ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

##### イ 指定目的

当該地域は、市街地近くにも関わらず、森林、河川、断崖、海岸と変化にとんだ環境があり、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥獣の観察及び保護活動を通じた環境教育の場の確保にも資する。

##### ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然との触れ合いの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

### 15 大池鳥獣保護区

#### (1) 区域

上越市頸城区石神地内の市道大蒲生田線と県道浦川原犀瀨停車場線との交点を起点とし、同県道を西に進み市道並木線との交点に至る。ここから同市道を北に進み県道長坂瀨町停車場線との交点に至り、同県道を東に進み市道大蒲生田線との交点に至る。ここから同市道を南西に進み起点と結ぶ内部一円とする。

#### (2) 鳥獣保護区の存続期間

令和6年11月1日から令和26年10月31日まで

#### (3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

##### ア 指定区分

集団渡来地

##### イ 指定目的

当該地域の大池・小池はマガモ、コガモ、カルガモ等、カモ類の渡来地であり、多数の渡り鳥の休息地である。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

##### ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

### 16 春日山鳥獣保護区

#### (1) 区域

上越市地内の春日山城跡入口の県道春日山停車場春日山城線と市道春日山城線との交点を起点とし、春日山神社の階段を登りそこから南へ進み市道白山神社蟹沢線に至る。ここから同市道を西に進み市道春日山城上正善寺線との交点に至る。ここから同市道を西に進み農道との交点に至る。ここから同農道を北に進み牛池新田地内の市道愛宕谷牛池線に至る。ここから同市道を南東に進み県道春日山停車場春日山城線との交点に至る。ここから同県道を南西に進み起点と結ぶ内部一円とする。

#### (2) 鳥獣保護区の存続期間

令和6年11月1日から令和26年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 指定目的

春日山を中心とする周囲一帯は森林に生息する鳥類の繁殖地として重要な区域である。また、自然とのふれあいや鳥獣の観察及び保護活動を通じ環境教育の場の確保にも役立っている。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

17 高田城跡鳥獣保護区

(1) 区域

上越市南城町地内の市道中田原高田城址公園線と市道高校前北通線との交点を起点とし、ここから市道高校前北通線を西に進み県道上越脇野田新井線との交点に至る。ここから同県道を北に進み県道高田停車場線との交点に至る。ここから同県道を東に進み市道西城町高土町線との三叉路に至る。ここから同市道を北東に進み市道北城高校南通線との交点に至る。ここから同市道を東に進み市道総合庁舎東本町線との交点に至る。ここから同市道を南に進み県道高田停車場線との交点に至る。ここから同県道を西に進み市道中田原高田城址公園線との交点に至る。ここから同市道を南に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和6年11月1日から令和26年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

集団渡来地

イ 指定目的

当該地域はマガモ、カルガモ、コガモなどのカモ類をはじめとする渡り鳥の中継地として重要な堀であり、高田城址公園内の憩いの場として自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

18 妙高山鳥獣保護区

(1) 区域

糸魚川市、妙高市所在国有林・上越森林管理署内10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、23、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46、47、48、49、89、90、93の各林班及び97林班中へ、と、ち、り1、り2、ぬ1、ぬ2、る1、る2、る3、わ1、わ2、わ3、わ4、わ5、ロ6、ロ7、ロ8、ロ9、ロ10、ロ11、ロ12、ロ13、ロ14、ロ15、ハ1、ハ2、ハ3、ハ4の各小班の区域。並びに国有林28林班と県道杉野沢二俣線との交点のうち南部での交点を起点とし、ここから同県道を南西に進み市道赤倉温泉熊堂線との交点に至る。ここから同市道を西に進み市道赤倉温泉5号線との交点に至る。ここから同市道を南に進み市道赤倉温泉6号線との交点に至る。ここから同市道を西に進み県道関赤倉線との交点に至る。ここから同県道を南に進み県道妙高高原公園線との交点に至る。ここから同県道を南に進み国有林同管理署区29林班との交点に至る。ここから29林班と私有地との境界を北西に進み29林班と28林班の林班界との交点に至る。ここから28林班と私有地との境界を東に進み起点と結ぶ内部一円の区域。及び国有林同管理署区34林班と35林班との林班界の最南部を起点とし、ここから山道を南西に進み県道妙高高原公園線との交点に至る。ここから同県道を西に進み西野発電所に通ずる作業道との交点に至る。ここから同作業道を南に進み県行造林地内の遊歩道との交点に至る。ここから同遊歩道を西に進み清水ヶ池を経てトクサ沢に至る。ここからトクサ沢を南に進み関川に至り関川右岸を西に進み笹ヶ峰ダムに至る。ここから国有林同管理署区45、38、37、36、35の各林班と国有林外との境界を進み起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和6年11月1日から令和26年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

大規模生息地

イ 指定目的

多様な植生が混在する一帯で鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、特に国内希少野生動植物種、特別天然記念物に指定されているライチョウが生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、地域の生物多様性の拠点の確保にも資する。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、妙高戸隠連山国立公園に属しており自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場としての活用を図る。

19 月不見の池鳥獣保護区

(1) 区域

糸魚川市日光寺地内の日光寺三叉路を起点とし、県道湯川内梶屋敷停車場線を東に進み県道下出越線に至る。同県道を南西に進み、谷根を経て市道高谷根線に至る。ここから同市道を北西に進み、さらに市道月不見線を経て起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、名所八十八ヶ所や月不見の池のほか水田や杉林、雑木林を含み、ヒヨドリ、アオゲラ、キセキレイ、キビタキ、オオルリ、ホオジロ等の多様な鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥類の観察及び保護活動を通じた環境教育の場の確保に資する。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。